

教育委員会 外部評価委員会の評価結果(令和元年度分)の公表

外部評価委員会は、「令和2年度日高町教育委員会事務局事業評価報告書(令和元年度分)及び令和元年度事務局事業評価表」を基に、教育委員会事務局の報告を受け、質疑等を行い協議した結果について、以下のように総評する。

学校教育では、町内各校(以下、「各校」という。)において教育目標達成のために、児童生徒の実態を把握して研究主題を設定し、学力・体力の向上等、課題解決に向けた特色ある教育活動が進められている。

すべての教育活動を通して個に応じた学習及び生活指導の充実を図り、支援を要する児童生徒一人ひとりの力を伸ばすために、本年度も学校支援員16名を配置できたことは、各校の特別支援教育を充実・発展させ、大きな教育成果を上げている。

また、就学指導については、乳幼児期からの対応が大切であり、保育所、小・中学校、健康福祉関係機関、教育委員会等の連携を密にした取組を引き続き進められている。

学習環境の整備については、各校の要望を精査し、整備充実を進められている。

令和3年4月の比井小学校・志賀小学校統合に向け、仮設校舎・既存校舎等改修・校舎増築・駐車場等測定の設計業務が実施されている。さらに志賀小学校校舎増築用地及び駐車場用地を取得し、駐車場用地には、盛り土造成や水路改良工事を実施し、教育環境の整備に努めている。

また、小学校統合推進委員会を4回開催し、統合後の校名や校歌、制服また統合までの学校間交流や、運動会の実施方法など学校統合に関する施策を統合的に企画・調整し、効果的に学校統合推進を図る取組がなされている。

「地域と共にある学校づくり」の実践のため、各学校に学校運営協議会が設置された。学校と保護者や地域が共に知恵を出し合い学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子ども達の豊かな成長を支えて行く仕組みづくりが行われている。既存の学校評議員制度については、学校運営協議会に協議体が行われることとなるが、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を「層深め、体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成への取組が今後とも期待される。

公共施設等総合管理計画の個別計画に当たる学校施設長寿命化計画について、各校の維持保全・整備の方向性を検討及び施設評価を行い、整備優先度等を勘案した計画策定に向けた委託業務が実施されている。

今後も、快適な教育環境の中で、各校が特色ある教育活動を推進し、児童生徒一人ひとりが確かな学力を身に付け、未来社会の形成者としての生きる力を育むために、地域社会の支援のもと、家庭・学校・教育委員会の連携を密にした協働実践を推進されたい。

社会教育では、生涯学習振興の観点から、日高町の特色を生かした事業が実施されている。また、近年少子化・核家族化が進み、住民意識の多様化等、社会情勢の変化に伴う家庭や

地域の教育力、組織力の弱さに課題が見られる。

このような状況の中で、教育委員会として地域の実態把握に努め、現在活動している地域団体活動を支援することは勿論、住民意識の変容を図り、新たな団体の組織作りや自主活動の発展を促す取組が必要と考える。

平成19年度から取り組んでいる放課後児童健全育成事業においては、平成27年10月に志賀小学校敷地内に2箇所目の学童保育所を開設、平成29年4月から内原小学校北側隣地に第1学童保育所を移設している。

令和元年度には、昨今の保育ニーズの需要の高まりに応えるために、日高町保健福祉センター内に3箇所目の学童保育所を開設している。

また、第1学童保育所への国道からの交差点進入路の改良工事を実施し利用者への利便性向上を図られている。

子ども達の安全・安心の確保、保護者のニーズに応える取組は一定の評価が得られるものと考ええる。

子ども達の居場所づくり推進事業については、対象児童を2年生から6年生までとし、開催日数を増やすなど児童の学習支援の充実に取り組んでいる。今後、利用者も益々増えてくると予想されるので、指導員の確保や事業の拡大も含めて考えていく必要がある。

また、前年度より引き続き放課後子ども教室事業を実施、9月から毎週水曜日に中央公民館で小学1年生から6年生を対象に、切り絵や英会話などの体験活動を通して地域住民と児童がふれあう機会の提供に取り組んでいる。

今後より多くの児童に参加を呼びかけ事業を充実することで、児童の豊かな人間性を養い育て、地域の教育力の向上を図っていく必要がある。

教育委員会が主催する生涯学習班主管事業及び公民館実施事業の内容、成果や課題について検討することが大切である。教育委員会事業の推進にあたり、社会教育諮問機関や関係団体との協議を深め、家庭や地域の教育力の向上、積極的な地域活動の活性化に向けた働きかけや地域の特性を生かした創意工夫ある事業展開を考えていかなければならない。

健康づくりや生きがいづくりを進めるために、スポーツの果たす役割が重要であると考えることから、より多くの町民にスポーツ活動への参加の機会を提供していくことが望まれる。

総評のまとめとして、教育委員会が日高町の教育を振興し、充実・発展させるために、住民のニーズに対応した多様な事業展開に努めていることは評価できる。

教育委員会は、学校教育を管轄し、教育委員会所管事業や事務内容の多様化に対応した事務執行に努めている。教育委員会主管事業を実施、振興させるためには、学校及び教育委員会の職員体制づくりが最も重要であると考えられる。学校教育、教育委員会行政機能を充実させるために、県及び町当局と人員配置や事業予算等について協議され、日高町の教育活動が活発に展開し、推進されることを強く望むものである。

【お問い合わせ先】教育委員会 教育課 ☎0933-203036

日高町持続化支援金

日高町では、新型コロナウイルス感染症の拡大によって売上金額が減少している事業者に対して事業継続に向けた取り組みを支援するための支援金の申請を受け付けています。

◆交付対象者

日高町内に主たる事業所を有する事業者 もしくは
日高町に住所を有し、日高郡内(御坊市含む)に主たる事業所を有する個人事業者
※令和2年4月以降に開業された事業所、政治・経済・文化団体、宗教団体などは対象外となります。

◆交付要件 次のすべてに該当すること

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から同年12月までの期間のいずれかのひと月における売上金額が、前年同月の売上金額と比較して**25%以上減少**していること
- ②令和元年分の事業収入の申告をしていること
※法人の場合、決算月によって前年分も申告していることが必要となる場合があります。
※令和2年1月～3月に開業された場合、「税理士が確認した毎月の収入を証明する書類」で確認します。
- ③令和元年12月末日までに納期が到来した、国民健康保険税を含む町税の滞納がないこと
- ④町外に主たる事業所を有している場合は、令和2年6月1日現在、日高町に住所を有し、申請時、引き続き住所を有していること
- ⑤町外に主たる事業所を有している場合、日高町持続化支援金と同様の趣旨で交付している他市町の事業に該当していないこと

◆交付金額

| 売上金額の減少が 50%以上の場合 | 売上金額の減少が 25%以上50%未満の場合 | |
|---|---------------------------|------|
| 国持続化給付金の10%に相当する額 | 減少率 | 交付金額 |
| 上限額 10万円(千円未満端数切捨て) | 25%以上35%未満 | 15万円 |
| 国の持続化給付金の上限額に満たない 場合、上記の金額から按分となります。 | 35%以上45%未満 | 20万円 |
| | 45%以上50%未満 | 25万円 |

◆申請期間

令和3年2月26日(金)まで ※土日祝日(12月29日～1月3日を含む)を除く

◆申請時間

午前8時30分～午後5時まで

◆申請方法

- ・申請書類は、役場 産業建設課・日高町商工会・JA紀州 日高支店・比井崎漁業協同組合又は、役場 産業建設課のホームページで取得できます。
- ・売上金額の減少が25%以上50%未満の方は、**完全予約制**となりますので、**事前に電話にて産業建設課 産業振興班まで申請日時を予約**してください。
- ・売上金額の減少が50%以上の方は、簡易書留などで郵送もしくは、産業建設課 産業振興班で受付します。

◆申請予約・郵送申請・問い合わせ先

日高町役場 産業建設課 産業振興班
住所：〒649-1213 和歌山県日高郡日高町高家626番地
☎：0738・63・3806 FAX：0738・63・3854